



育児休業中の保育所継続入所を1歳児へ拡大します

大府市は、市内保育施設に在園する園児の保護者が育児休業を取得する場合に継続入所できる児童について、一定の要件を満たす1歳在園児も適用するよう、制度内容を拡大します。

これまで、市内の保育施設に在園する園児の保護者が育児休業を取得する場合、子育て支援の充実および入所児童の環境の変化に配慮することを目的に、3歳以上の児童及び2歳児で一定の要件を満たす児童について継続して在園することができましたが、さらなる子育て支援の充実を図るため、見直しを行います。

■ 育児休業中の継続入所における制度見直しの概要

制度見直しする内容／2歳児における継続入所の要件を1歳児へ拡大します。

新制度の継続入所要件（抜粋）／次の通りです。※下線の部分が今回追加した部分です。

「既に入所している保育実施児が 1・2歳児（5年保育・4年保育） で、当該児在園中に保護者の就労・疾病・障がいによる入所実績があり、かつ、産後期間後、当該在園児が 1歳児 となった4月2日以降に育児休業を取得した場合」

開始日／令和3年9月1日（水） ※令和3年4月1日へ遡及して適用します。

遡及適用対象園児への対応／令和3年4月から8月までの間に退園した児童のうち、新制度により継続入所可能な園児が継続入所を希望する場合は、元の保育施設への再入園または令和4年度に再入園を行います。

■ 参考資料 育児休業期間中の1歳児継続入所について

【問い合わせ先】

大府市幼児教育保育課

担当：阪野圭亮（バンノ ケイスケ）

電話：0562-85-3895 FAX：0562-47-2888 メール：hoiku@city.obu.lg.jp

令和3年8月26日

保護者各位

大府市健康未来部
幼児教育保育課長

育児休業期間中の1歳児継続入所について

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在、育児休業期間中の保育継続の取扱いについては、子育て支援の充実及び入所児童の環境の変化に配慮することを目的に、2歳児以上は継続して入所可能としておりますが、下記のとおり1歳在園児へ拡大します。

記

1 育児休業中の継続入所が認められる場合

【令和3年8月31日まで】

- (1) 既に入所している保育実施児が3歳児（年少）以上で、当該児在園中に育児休業を取得した場合
- (2) 既に入所している保育実施児が2歳児（4年保育）で、当該児在園中に保護者の就労・疾病・障がいによる入所実績があり、かつ、産後期間（出産日からおおよそ8週間）後、当該在園児が2歳児となった4月2日以降に育児休業を取得した場合。

【令和3年9月1日以降】（下線部は変更箇所）

- (1) 既に入所している保育実施児が3歳児（年少）以上で、当該児在園中に育児休業を取得した場合
- (2) 既に入所している保育実施児が 1・2歳児（5年保育・4年保育）で、当該児在園中に保護者の就労・疾病・障がいによる入所実績があり、かつ、産後期間後、当該在園児が 1歳児 となった4月2日以降に育児休業を取得した場合

2 1歳児への拡大の適用時期

令和3年9月1日より継続入所の対象を1歳在園児へ拡大します。

また、令和3年度中に退園した園児のうち、制度拡大の対象となる園児の継続入所を希望する場合は、元の保育施設への再入園又は令和4年度に再入園を行います。

（次頁へ続く）

3 育児休業中の継続入所の例

(1) 継続入所できる場合の例

例 1

3/31 | 4/1 | 4/2

保護者	就労	産前産後休暇	第 2 子育休
第 1 子	0 歳児		1 歳児

※在園中に就労・疾病・障がいの実績があり、1歳児となった

4月2日以降に育休取得しているため継続入所可能

(2) 継続入所できない場合の例

例 2

3/31 | 4/1 | 4/2

保護者	就労	産前産後休暇	第 2 子育休
第 1 子	0 歳児		退園

※育休開始が1歳児の4月2日より前の場合は退園

例 3

3/31 | 4/1 | 4/2

保護者	第 1 子育休	産前産後休暇	第 2 子育休
第 1 子		0 歳児	1 歳児 退園

※在園中に就労・疾病・障がいの実績が無い場合は退園

連絡先：幼児教育保育課保育係

電 話：0562-85-3895